

韓国におけるインターネットへの法的規制 —サイバー暴力と有害サイト規制

白井 京

【目次】

- I はじめに
- II 韓国におけるインターネット
- III 法律でどのように規制しているか
- IV ネット規制強化の動き

抄訳：情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律

I はじめに

インターネットというツールには、匿名性を前提に、利用者が自分の肩書きや属性にとらわれることなく自由に表現し、討論できるというメリットがある。しかしこの匿名性は、時にはプライバシーの侵害、虚偽の事実の流布、名誉毀損などの弊害をもたらし、特定の個人や集団に深い傷を負わせることもある。

2008年10月初め、女優チェ・ジンシル氏がインターネット上での誹謗中傷を苦に自殺した。チェ氏は「国民的」と形容されるほどの人気女優であり、その死が韓国社会に与えた衝撃は大きかった。これを機に、韓国国内ではインターネットの「闇」が大きくクローズアップされ、規制の強化を支持する世論が高まっている。

日本でも、「学校裏サイト」をはじめとするネット上でのいじめや、それによる自殺、人権侵害、誹謗中傷や魔女狩りまがいの行為は後を絶たない現状である。2008年6月には青少年を有害サイトから守るための「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。以下「青少年ネット規制法」という。)が制定され、2009年4月からの施行を予定しているが、同法は施行後3年以内に見直される予定であり、今後もインターネット規制をめぐる論争は続くも

のとみられる。

本稿では、韓国におけるインターネットの状況について簡単に述べた後、韓国ではどのような形でインターネットの「闇」—誹謗中傷や名誉毀損といったサイバー暴力や青少年有害サイトを規制しようとしているのか、現在のインターネット規制の法的枠組みと、新たな規制をめぐる論争について紹介する。議論の範囲を限定するため、インターネット上における著作権侵害及びハッキング、ウィルス流布等のサイバーテロ型犯罪に関する法的規制については除外^(注1)した。

なお、巻末にインターネットに関する種々の規制を定める「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」(以下「情報通信網法」という。)の利用者保護規定及び関連罰則を抄訳した。

II 韓国におけるインターネット

韓国は「インターネット先進国」である。1997年の通貨危機後、IT立国を掲げる政府の主導によりインターネット普及に力が入れられ、日本よりも先にブロードバンドによるネット接続が一般化した。

盧武鉉前大統領が「インターネット大統領」と呼ばれたように、ネットを利用した選挙運動が一定程度許容されており、国会本会議場の各議員の席上にはモニターが設置されネット接続できるなど、国政の場でもインターネットが頻繁に活用^(注2)されている。既存の新聞や放送局等と並ぶオルタナティブ・メディアとして「インターネット言論」(ネットを利用する報道社)が台頭し、保守的な既存メディアを敵対視^(注3)する若年層を中心に、その影響力は非常に大きい。

韓国インターネット振興院が発表している報告書「コンピュータとインターネット利用に関する統計(2008年9月)^(注4)」によると、韓国のインターネット人口普及率は77.1%である。この普及率は「6歳以上で1週間に最低1回以上、平均的に利用する者」が対象となっている。対して、日本の普及率は69.0%であり、対象となっているのは「6歳以上で過去1年間にインターネットを利用したことがある者」^(注5)である。これを踏まえると、インターネットが普及しているだけでなく、日本に比して使用頻度が高いことが窺える。特に韓国の10代への普及率は99.9%（日本は94.7%）、20代は99.7%（同94.8%）と、若年層への浸透は圧倒的である。

この普及率の高さは、政府のIT拡大政策と並行して、アジア金融危機の際にリストラされた会社員のインターネットカフェ（PC房）開業の増加とそれに伴う家庭内でのパソコン普及率の伸長が理由の一つに挙げられている。特に若年層への普及率が高いのは、長年日本文化の輸入が制限されたことでテレビゲームがほとんど普及せず、そのためにネットゲームの利用が爆発的に増えたことがあるとも指摘される。^(注6)

インターネットの急速な普及とともに、韓国では早い時期からネット上での誹謗中傷が問題となった。

韓国のブログ、コミュニティー、掲示板、新聞やポータルサイトのニュースの多くには「デググル」というコメント欄が付けられている。^(注7)これは最近「Yahoo! Japan」等の日本のポータルサイトの一部にも見られるように、ニュースカテゴリーで提供されているニュース記事やブログの記事に読者がコメントを記入できるというものである。

日本ではニュース記事へのコメント記入は限られたものであるが、韓国ではほぼすべてのニュースにコメントがつけられるようになっており、話題性の高いニュースには数百ものコメ

ントがつけられ、多くの人々の目にふれるという「デググル文化」がある。

「デググル」によってユーザー同士が議論し議論を深めるなどのメリットもあるが、一方でコメントによるサイバー暴力はすさまじく、芸能人のみならず私人に対する名誉毀損や誹謗中傷、プライバシー侵害も日常茶飯事である。日本ではネット上の掲示板で匿名による誹謗中傷があったとしても、「一部の人の行為」としてさほど大きな問題にはならない傾向があるが、韓国ではポータルサイトへの国民の信頼が高く、また影響力も大きいために、サイバー暴力によって「皆が自分を否定する」と精神的に追い詰められるという。^(注8)これにより前述したチェ・ジンシル氏をはじめとする芸能人の自殺が相次ぎ、実名や大学名を流布され誹謗中傷された者が大学を中退せざるをえなくなったり、会社を辞めざるをえなくなったりと、大きな社会問題となっているのである。

では、日本で問題になっているいわゆる有害サイトの韓国での状況はどのようなものだろうか。韓国では、ポータルサイトでの検索語制限（禁止語制度）やアダルトサイト等での成人認証制度など、日本に比してより厳しく広い範囲での閲覧制限が行われてきた。そのため、有害サイトのネット上での無防備な露出は少ないという。^(注9)文化的背景から国が青少年保護を強く志向しており、表現の自由を規制することについて、ある程度許容されている。当然のことながらこれに対する批判もあり、その是非は一概には言い難いが、実質的な有害サイトへの接触防止という点においては有効といえよう。

なお、韓国では携帯電話の有害サイトについてはあまり問題になってこなかった。背景としては、これまで韓国のモバイルインターネットは、基本的にキャリアの公式サイトへのアクセスのみで、キャリア以外の事業者が提供するコンテンツへのアクセスは不可能だったことが挙

^(注10)げられる。しかし、中高生の間ではモバイルインターネットも活発に利用され始めているとの指摘もあり、今後問題になっていく可能性もある。^(注11)

Ⅲ 法律でどのように規制しているか

日本の場合、ネット上で名誉毀損等のサイバー暴力の被害を受けた者は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（いわゆる「プロバイダ責任制限法」。平成13年法律第137号）に基づき、プロバイダや掲示板管理者などに書き込みの削除や発信者の情報開示を要請できる。法務省が被害者の申告などで調査し、削除要請もできるが、本人からの直接の要請が基本となっている。実際に削除するかはプロバイダなどの判断で、強制力や罰則はない。

また、有害サイトへの青少年のアクセス規制については、前述したように青少年有害サイト規制法が2008年6月に議員立法で成立し、2009年4月に施行される。同法は、18歳未満を有害サイトにアクセスさせない閲覧制限サービスの提供を携帯電話会社に義務付けることなどを規定するものであり、基本的には国ではなく民間の第三者機関が基準を設定する内容になっている。

韓国では、法律上のどのような規定で対処しているのだろうか。韓国でインターネットの利用に関する種々の規制を定めているのは前述した情報通信網法である。同法は、1986年に「電算網普及拡張及び利用促進に関する法律」として制定された後、他法改正による一部改正も含めると26回にもわたる改正を経て、徐々に規制範囲を拡大している。1999年2月の第8次改正により法律名が「情報通信網利用促進等に関する法律」に、2001年1月の第10次改正により「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」に変更された。法律の内容が、通信シ

ステム保護、個人情報保護、利用者保護の3分野に分かれることから、同法を3つの法律に分割すべく公聴会が行われたこともあったが、議論が深まらないまま現在に至っている。直近に行われた改正（2008年6月公布）では、個人情報保護強化のための改正と、政府が推進している「分かりやすい法令づくり」の一環として難しい法律用語や複雑な文章を理解しやすく再構成する改正がなされている。

以下、情報通信網法の第5章「情報通信網における利用者保護等」の条項に沿って解説する。

（有害サイトからの青少年保護）

情報通信網法第41条から第43条までの規定では、有害サイトからの青少年保護について次のように定めている。

まず第41条（青少年保護のための施策の整備等）では、情報通信網を通じて流通する青少年有害情報への規制のため、情報通信政策全般について所管する放送通信委員会に対し、①内容選別ソフトウェアの開発及び普及、②青少年保護のための技術の開発及び普及、③青少年保護のための教育及び広報等の施策整備を義務付けている。これらの施策を推進する際には、放送通信審議委員会（以下「審議委員会」という。）のほか、業界団体や利用者団体が実施する青少年保護のための活動を支援することができる規定されている。審議委員会は以前の「情報通信倫理委員会＝韓国インターネット安全委員会（KISOM）」であり、2008年2月の李明博政権発足に伴い放送委員会の審議機能が統合されて「放送通信審議委員会」に拡大再編されている。^(注13)

第42条（青少年有害媒体物の表示）では、ネット上での青少年に有害なコンテンツの「青少年有害媒体物」表示について定める。ネット上で流通するコンテンツのうち、「青少年有害媒体物」を一般に公開する者は、青少年にとって有害であるという表示を付さなくてはならないと

規定される。

これは最初の画面にサンプルコンテンツを提供せず、全体画面の3分の1以上の大きさで「この情報内容は青少年有害媒体物であり、情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律と青少年保護法の規定によって19歳未満の青少年は利用できません」という告知文が表示されるものである。^(注14)

青少年有害コンテンツに関する実質的な審議は、第41条に登場した審議委員会傘下の通信審議小委員会が担っている。

「青少年有害媒体物」の基準については、**青少年保護法第10条(青少年有害媒体物の審査基準)**に定められている。これによると、①性的欲求を刺激する扇情的なものやわいせつなもの、②暴力性や犯罪衝動を起こさせる可能性があるもの、③性暴力を含む暴力行為や薬物乱用を刺激したり美化するもの、④健全な人格と市民意識の形成を阻害する反社会的・反倫理的なもの、⑤その他、青少年の精神的・身体的健康に明らかに害を及ぼすおそれがあるものがその対象となる。

続く**第42条の2(青少年有害媒体物の広告禁止)**では、こういった有害情報の広告について、情報通信網を利用して符号、文字、音声、音響及び画像、又は映像等の形態で青少年に送り、又は青少年のアクセスを制限する措置なしに公衆に対して展示してはならないと規定する。

第42条の3(青少年保護責任者の指定等)では、情報通信サービスを提供する者のうち、一定基準以上の業者は、一定以上の役職の者を「青少年保護責任者」に指定し、有害情報の遮断や管理などの業務を行うよう義務付けている。

第43条(映像又は音響情報提供事業者の保管義務)では、青少年有害コンテンツを利用者のコンピュータに保存又は記録されない方式で提供する者に対し、一定期間、該当情報を保管するよう義務付けている。

また、利用者の権利保護について定める**第44条の2第3項**では、③情報通信サービス提供者は、自己が運営又は管理する情報通信網に第42条による表示方法を守らない青少年有害媒体物が掲載され、又は第42条の2による青少年アクセスを制限する措置なしに青少年有害媒体物を広告する内容が展示されている場合には、遅滞なくその内容を削除しなければならないと規定している。

以上の通り、韓国では青少年有害サイトについては、情報通信網法と青少年保護法により国が規制するという姿勢が強いように見受けられる。

日本の「青少年ネット規制法」のように閲覧制限サービスの提供を義務付ける法律はないが、審議委員会の前身であるKISCOMが青少年有害媒体物に指定されたサイトを自動的に遮断するソフトを無料で提供し、コンテンツ作成業者による自主的なレーティング(等級)を規定するなどの施策をとっており、情報通信サービス提供者による厳しい自主規制も行われている。

例えばポータルサイトの検索キーワードがアダルトやギャンブルなどの特定分野の言葉に該当する場合、19歳未満は参照することができなくなっている。例として韓国最大手のポータルサイトであるネイバー^(注15)において「ポルノ」という言葉で検索すると、「成人専用カテゴリ」と「成人キーワード検索結果」を見るためには、成人認証手続きをとらなければなりません」という言葉と共に大きな⑱という「青少年有害情報指定マーク」が目飛び込んでくる。このマークは19歳以上の者のみが閲覧可能であることを示すものであり、ここで住民登録番号と名前の記入が要求されるのである。2006年に韓国に進出したものの、有害サイトの露出防止などに無策だったGoogle Koreaに対する批判が高まり、Google側が韓国政府と協議したうえで韓国

の業者に合わせて自主規制すると発表したとの報道も見られる。^(注16)

これらの有害サイト対策は、一定の効果をあげている。しかし、ピアツーピア等により違法コンテンツが出回っていること、成人認証システムを設置しない中小サイトもあること、親の住民登録番号を利用する青少年もいる点などが、問題として指摘されている。

(プライバシーの保護)

第44条から第44条の4までは、プライバシー保護、利用者の権利保護に関する規定である。

第44条(情報通信網における権利保護)では、利用者に対して、プライバシーの侵害又は名誉毀損等、他人の権利を侵害する情報を情報通信網に流通させてはならないと定め、情報通信サービス提供者に対しても、自らが運営し管理する通信網においてこのような情報が流通しないよう努力するよう義務付けている。また、放送通信委員会に対しては、プライバシー侵害や名誉毀損等の権利侵害を防止するための施策を整備し、情報通信サービス提供者に勧告するよう定めている。

続く**第44条の2(情報の削除要請等)**では、ネット上でプライバシー侵害又は名誉毀損等が発生した場合、被害者は、情報通信サービス提供者に対して情報の削除又は反駁内容の掲載を要請することができるものと定めている。この場合、情報通信サービス提供者は、遅滞なく削除又は「臨時措置」等の必要な措置をとり、直ちに申請者及び情報掲載者に知らせなければならないと定めている。

この「臨時措置」とは、権利侵害の可否を判断するのが困難であったり、利害当事者の間に争いが予想されたりする場合に、該当情報に対するアクセスについて、30日以内を目途に遮断する措置である。当該情報の削除又は臨時措置をとった場合、情報通信サービス提供者の賠償

責任は軽減又は免除されると規定している。なお、これらの措置の内容や手続きについてはあらかじめ約款に明示するよう規定されている。

さらに**第44条の3(任意の臨時措置)**では、情報通信サービス提供者は、自己が運営又は管理する情報通信網において流通する情報がプライバシー侵害又は名誉毀損等、他人の権利を侵害すると認められれば、サービス提供者が任意で臨時措置をとること、すなわち情報を遮断することを認めている。

この臨時措置という手続きについては、掲載された情報が他人の権利を侵害するものかの判断が情報通信サービス提供者に委ねられる部分が多いこと、30日間の臨時措置以後にどのような手続きをとるのか明確でなく、業者間でも「30日後に解除」と「自動で削除」と大きな違いがあること、情報を掲載した者の異議申立て手続きの規定がないことなど、様々な批判がある。情報通信サービス提供者が自らの法的責任を回避するために削除行為を乱用する懸念から、表現の自由が萎縮するのではないかという指摘もある。^(注18)

第44条の4(自主規制)では、情報通信サービス提供者団体は、利用者を保護し、安全かつ信頼し得る情報通信サービスを提供するために、情報通信サービス提供者行動綱領を定めて施行することができるものと規定している。

(制限的本人確認制度)

続く**第44条の5(掲示板利用者の本人確認)**では、「制限的インターネット本人確認制度」、いわゆる「インターネット実名制」に関して定めている。このインターネット実名制は、2007年7月の法改正により導入されたものである。

国や自治体などの公共機関、及び、1日平均利用者数が10万名以上(実際には施行令により20～30万名以上)の情報通信サービス提供者が、掲示板を設置したり運営したりする際には、

本人確認措置をとらなければならない。この「掲示板」には、ニュース等に簡単なコメントを付す形のものも含まれる。2008年現在、この制度の適用対象となっているのは、ネイバーやダウムをはじめとするポータルサイトが16、各新聞社やテレビ局を含むインターネット言論15、韓国版YouTubeともいわれるパンドラTVをはじめとするUCC (User Created Contents) 事業者6^(注19)である。

この制度は、インターネット上での誹謗中傷は匿名性に起因するとの見解から導入されたもので、ネット上では匿名であっても、プロバイダによる個人の特定は可能となる。当初は「表現の自由を侵害する」「事実上の検閲である」との反対意見も多く、大きな論争になっていたが、2007年初めに女性歌手と女優がそれぞれネット上での中傷を苦に自殺した事件がおり、ネット上での誹謗中傷が大きく社会問題化したために導入に賛成する世論が優勢となった。既に2004年の時点で、公職選挙法改正により選挙期間中の選挙関連の書き込みについては実名認証を行うよう規定していたため^(注20)、心理的なハードルが低かったこともあるかもしれない。そもそも、韓国のインターネットは日本に比してそれほど匿名性が高くはない。韓国で住所登録をしている17歳以上の国民は13桁の「住民登録番号」を保有しており、大手ポータルサイトでは、有料サイトでの課金はもとより、マーケティング上の理由や成人向けサイトにおける年齢認証の必要性などから、インターネット上で住民登録番号の入力を要求するのが、この制度の導入以前から一般的な状況となっていた。そのため、インターネット実名制の導入後に韓国のネット文化が大きく変化することはなく、誹謗中傷が沈静化するという効果は、期待されたほど得られなかったとの指摘もある^(注21)。

政府は、本人確認のために安全で信頼できるシステムを開発するための施策を整備するよう

義務付けられている。他人の住民登録番号を盗んで書き込む「なりすまし」等の問題も生じているが、これについては住民登録番号に代替する本人確認手段の開発が進められている^(注22)。

利用者の名義が第三者に不正利用されたことによつて発生する損害については、本人確認措置を行った場合には軽減又は免除されると規定される。また、サイトの運営者が本人確認を行わない等これに違反した場合には、最高で3千万ウォン(約200万円)の罰金を科すと規定している。

インターネット実名制について、諸外国の状況とあわせて調査を行った韓国国会立法調査処のキム・ヨラ調査官は、この制度は「現在の状況では効果が高いとはいえない」としたうえで、サイバー暴力にはインターネットリテラシー教育と被害申告制度の拡充がより有効であると指摘している^(注23)。

(利用者情報の提供)

第44条の6(利用者情報の提供請求)では、特定利用者による情報の掲載や流通によりプライバシー侵害又は名誉毀損等権利を侵害された者は、第44条の10に規定する「名誉毀損紛争調停部」に該当利用者の情報(姓名、住所など大統領令で定める最小限の情報)を請求できると定める。

第44条の10(名誉毀損紛争調停部)に規定される名誉毀損紛争調停部は審議委員会の下におかれる組織で、プライバシー侵害や名誉毀損等の紛争の調整業務のために、1名以上の弁護士資格保有者を含む5名以下の委員により構成される。請求があった場合、名誉毀損紛争調停部は、当該利用者と連絡がとれないなどの特別な事情がない限り、利用者の意見を聞いて情報提供するかどうかを決定しなければならない。この情報提供は、民事又は刑事上の訴訟を提起する目的にのみ使用が可能であり、その他の目的

での利用は禁じられている。

(不法情報の流通禁止)

第44条の7(不法情報の流通禁止)では、情報通信網を通じてわいせつな情報、他人を誹謗したりその名誉を毀損したりする情報、恐怖心や不安感を誘発する内容を繰り返し相手に到達させる情報、年齢確認等を行わずに提供する青少年有害媒体物、国家保安法に違反する内容や、犯罪を助長する内容の情報を流通させてはならないと全般的に規定している。

放送通信委員会は、審議委員会での審議を経て、情報通信サービス提供者又は掲示板管理若しくは運営者をしてその取扱いを拒否、停止、又は制限するよう命じることができると定められる。ただし、名誉毀損や恐怖心を誘発する情報の場合には、被害者の意思がなければ停止や制限を命じることができないとする。

公共の安全又は福利のために緊急に処分する必要がある場合などでなければ、これらの者に対しては意見提出の機会を与えるよう規定している。

(罰則)

第10章「罰則」では、第70条において、名誉毀損行為について事実である場合には3年以下の懲役又は2千万ウォン(約133万円)以下の罰金、虚偽の事実の場合には7年以下の懲役を科す等、厳しく規定している。その他、青少年保護規定に違反した者に対する罰則についても定めている。

IV ネット規制強化の動き

以上のように、韓国のインターネットについては、日本よりもかなり強く法規制しているといえる。さらに、前述したような事情から、ここ最近はより強い規制を求める声が上がっている。

もともと政府は、2008年7月末の時点で、インターネット上の虚偽事実流布や名誉毀損が多いことを理由に「サイバー侮辱罪の新設等、ネット上での規制強化を検討する」と発表していた。「サイバー侮辱罪」は、ネット上の侮辱罪については通常の侮辱罪より厳格に規制すべきという観点から、法定刑を重くし、親告罪としないことで告訴や告発なしでも捜査を可能とするものである。

この発表の背景には、5月初めから大きな社会問題となった米国産牛肉の輸入再開をめぐる抗議デモの拡大、いわゆる「BSE騒動」において、「BSE怪談」と呼ばれる虚偽情報がネット上にばら撒かれ、混乱が拡大したことがあった。このときの政府のネット規制強化案に対しては、BSE騒動での反政府デモ拡大の発端となったポータルサイトへの復讐との批判が強く、表現の自由を侵害するとして反対する世論が優勢であった。

しかし2008年10月、「国民的女優」チェ・ジンシル氏の自殺により、ネット規制をめぐる雰囲気は一変した。

与党ハンナラ党はチェ・ジンシル氏の自殺直後の2008年10月3日、改めて情報通信網法を改正し、サイバー侮辱罪の導入やインターネット実名制の拡大など、サイバー暴力に強く対処する方針であると発表した。

現在、韓国国会には政府や議員による様々なネット規制強化案が提出されている。代表的なものは以下の3つである。

(政府による情報通信網法改正案)

政府は、2008年11月28日に情報通信網法の全面改正案を国会に提出している。この全面改正案は、他の法律で規定している情報通信基盤の高度化や位置情報関連の事項について統合するものであるが、改正のポイントの一つに利用者保護の強化が挙げられている。

同改正案には、利用者保護強化対策の一環として、情報通信サービス提供者に対し違法コンテンツの流通に関するモニタリングを義務付けるという案がある。韓国国会立法調査処によれば、先進諸国において情報通信サービス提供者にモニタリング義務を課した例はない。^(注24)

実態として現在、韓国国内の主要ポータルサイトは子会社を設立して自主的にモニタリングを行っているが、その基準やモニタリング対象の範囲は事業者間で統一方針があるわけではない。また、モニタリングが義務付けられた場合、外国系企業との公平性や利用者の流出、コストの増大による中小企業の経営環境悪化など、さまざまな問題点が生じると指摘されている。^(注25)

様々な問題点が指摘されてきた「臨時措置」については、掲載情報について利用者間に争いがある場合には、審議委員会の審議結果に従って削除又は臨時措置解除などの手続きをとるよう定め、審議委員会が結果を出すまで臨時措置期間を延長できるようにするなど、情報通信サービス提供者の判断への過度な依存を和らげる案となっている。一方で、削除要請があったにもかかわらずこれに応じずに臨時措置等の手続きをとらない場合には、業者に対し過料を課するよう罰則を強化している。

実名認証制度の実施を義務付けられる情報通信サービス提供者の規模については、これまでの「10万名以上」という規定から、「大統領令に定める基準に該当する者」に変更する案となっている。

(議員による情報通信網法改正案)

この改正案は、与党ハンナラ党ナ・ギョンウォン議員(国会文化放送委員会所属)他11名が提出したもので、情報通信網法の改正により「サイバー侮辱罪」を導入するものである。インターネット上での侮辱行為は被害が非常に早いスピードで広範囲に拡散するため、既存の刑

法上の侮辱罪では対処が難しいとの前提から、情報通信網法にサイバー侮辱罪を新設する案で、刑法上の侮辱罪が親告罪であるのに対し、サイバー侮辱罪ではこれを緩和して反意思不罰罪(被害者が加害者の処罰を望まないという意思を表明すれば処罰できない犯罪)に規定するものである。サイバー侮辱罪に対しては、2年以下の懲役・禁錮又は1千万ウォン(約67万円)以下の罰金を科すると定める。ナ・ギョンウォン議員案は、そのほかにも臨時措置や紛争調停制度の改善も掲げており、処罰強化と調停制度の改善を併行して試みる内容といえる。

なお、与党議員からは、この改正案以外にも名誉毀損を受けた者が情報通信サービス提供者に該当情報の検索が不可能になる措置を要請できるように定める案や、臨時措置について規定を補完する案など、様々な情報通信網法改正案が提出されている。

野党民主党議員による情報通信網法改正案としては、臨時措置が表現の自由を損ねることのないように、情報通信サービス提供者に年2回報告書を提出するよう義務付ける案が提出されている。

(議員による刑法改正案)

この改正案は、与党ハンナラ党チャン・ユンソク議員(国会法制司法委員会所属)他22名が提出した案で、刑法改正により「サイバー侮辱罪」「サイバー名誉毀損罪」を導入するものである。

サイバー侮辱罪は3年以下の懲役禁固及び1千万ウォン(約67万円)以下の罰金、事実を摘示したことによるサイバー名誉毀損罪は5年以下の懲役禁固及び2千万ウォン(約133万円)以下の罰金、虚偽の事実によるサイバー名誉毀損罪は9年以下の懲役及び5千万ウォン(約332万円)以下の罰金を定める。

これらはナ・ギョンウォン議員の情報通信網

法改正案と同様に反意思不罰罪であり、ナ・ギョ
ンウォン議員案に比して強力な処罰を優先した
案といえる。^(注26)

これらの諸規制強化案に対しては、当然のことながら反対も根強い。野党民主党は「表現の自由を萎縮させる」とし、現行法でも十分に対処できるのにサイバー侮辱罪を新設するのは過剰な対応であると反対している。世論をはじめ、法曹関係者もサイバー侮辱罪の新設をめぐって意見を二分し、大きな論争になっている。^(注27)

韓国の国会では、多数の議員法案と政府案が出された場合に、所管委員会でそれらを相互補完し作成した「委員会代案」が提出され、これが本会議で可決されて成立するパターンが多い。しかし現段階では、今後の議論がどのような方向に進むことになるのか全く予測ができない状況である。

* インターネット情報はすべて 2009年1月8日現在のものである。

* 法案については、韓国国会「立法統合知識管理システム」<<http://likms.assembly.go.kr/>>によった。

注

- (1) ここでは議論の範囲を限定するため除外したが、韓国においてインターネット上の違法行為のうち最も問題になっているのは著作権侵害であるとの指摘もある。財団法人インターネット協会『電気通信サービスの不適正利用防止対策に関する海外調査 調査研究報告書』2007.3, p.81.
- (2) 白井京「韓国の公職選挙法におけるインターネット関連規定」『外国の立法』No.227, 2006.2, pp.114-128. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/227/022706.pdf>> ; 同「韓国：議員立法の急増と国会改革関連法」『外国の立法』No.229, 2006.8, pp.174-180. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/229/022910.pdf>>を参照。
- (3) インターネット言論や、韓国政治におけるインターネットについては玄武岩『韓国のデジタル・デモクラシー』集英社, 2005に詳しい。
- (4) 韓国インターネット振興院『2008년 인터넷이용 실태조사 요약보고서 2008년9월』(2008年インターネット利用実態調査要約報告書2008年9月) pp.2, 4.
- (5) 総務省『平成19年通信利用動向調査の結果(報道資料)』2008.4.18.<http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080418_4.html>
- (6) 金仁培「韓国における闇サイト・ネットいじめの現状と対策」『現代のエスプリ』No.492, 2008.7, pp.79-91.
- (7) 日韓のネット事情に詳しいジャーナリスト趙章恩氏によると、「デググル」は朝鮮時代に学者たちが本の貸し借りをしながら自分の意見を書き込んで次の人に渡したことから生まれた言葉だという。趙章恩「IT先進国・韓国の素顔：韓国人気歌手ユニの自殺とインターネット実名制」2007.1.30, <<http://it.nikkei.co.jp/internet/news/index.aspx?n=MMIT13000029012007>>
- (8) 「ネットの中傷 韓国で規制論—女優自殺で『侮辱罪』検討」『朝日新聞』2008.11.2.なお、前述のジャーナリスト趙章恩氏は、「日本の小中学生のネットの使い方が韓国に似てきた点が気にかかる」としたうえで、「携帯はより孤立化する」ために「注意が必要」と指摘している。
- (9) 金 前掲注(6), p.83.
- (10) 穴田香織「インターネット上の違法・有害情報の審議機関、韓国」『KISCOM (Korea Internet Safety Commission)』の活動概要』『KDDI総研R&A』2008年8月 第1号, 2008.8.<http://www.kddi-ri.jp/ja/r_a/pdf/KDDI-RA-200808-12-PRT.pdf>
- (11) 趙 前掲注(7)
- (12) 佐々木朋美「ユビキタス時代に合わせ情報通信網法を分離・細分化する動き—韓国」2007.8.29, <<http://journal.mycom.co.jp/news/2007/08/29/028/>>
- (13) 審議委員会の前身であるKISCOMは、「違法有害情報申告センター」の運営、フィルタリングソフトの技術開発、サイバー暴力被害者に対するカウンセリ

- ングの実施などの活動を行っていた。その活動については、穴田 前掲注(10)に詳しい。
- (14) 趙章恩「IT先進国・韓国の素顔：市民もサイバーパトロール・韓国フィルタリング事情」2008.2.13.<<http://it.nikkei.co.jp/internet/news/index.aspx?n=MMIT13000013022008>>
- (15) NAVER(ネイバー) <<http://www.naver.com/>>は韓国で検索エンジン占有率トップを独走するポータルサイトである。韓国では、Yahoo!やGoogleといった国際的に知名度の高いサイトが苦戦しており、ネイバーの他Nate(ネイト)、DAUM(ダウム)といった韓国生まれのポータルサイトの利用率が高い。
- (16) 「구글 청소년 보호 성인인증 도입」(グーグル、青少年保護成人認証を導入)『한국일보』(韓国日報) 2007.5.17; 佐々木朋美「Google Korea、有害情報のフィルタリングなど青少年保護対策を実施へ」2007.5.16, マイコミジャーナル <<http://journal.mycom.co.jp/news/2007/05/16/017/index.html>>
- (17) ピアツーピア(Peer-to-peer 又はP2P)とは、不特定多数のコンピュータが相互に接続され、直接情報を送受信する通信方式をいう。
- (18) 이유주(イ・ユジュ)「사이버공간에서의 이용자 보호와 인터넷서비스제공자의 역할」(サイバー空間における利用者保護とインターネットサービス提供者の役割) (懸案報告書No.13) 国会立法調査処, 2008.12.11. <<http://nars.go.kr/front.do?method=FrontView&icode=C2&seq=659&mncode=20080407015926#>>
- (19) 김여라(キム・ヨラ)「인터넷 실명제 쟁점」(インターネット実名制の争点) (懸案報告書No.3) 国会立法調査処, 2008.8.28. <<http://nars.go.kr/front.do?method=FrontView&icode=C2&seq=495&mncode=20080407015926>>
- (20) 前掲注(2)「韓国公職選挙法におけるインターネット関連規定」p.118及びpp.125-126を参照。
- (21) 小林雅一「ネットの誹謗中傷問題(前・後編)」『小林雅一の世界最新ITウォッチ』2007.3.30.及び2007.5.10.<<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20070328/266631/?ST=ittrend>>及び<<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20070508/270206/?ST=ittrend>>
- (22) 園田寿「ネットワーク上の個人認証に関する韓国での新しい動きについて」『甲南法務研究』No.2, 2006, 3.
- (23) キム 前掲注(16), pp.14-15.
- (24) イ 前掲注(15), pp.12-14.
- (25) 同上.
- (26) 「형법개정안 정보통신망법 개정안 동시 발의」(刑法改正案、情報通信網法改正案を同時発議)『法律新聞』2008.11.6.
- (27) 「찬반토론—사이버 모욕죄등 신설」(賛反討論—サイバー侮辱罪等新設)『法律新聞』2008.10.16 ; 「사이버모욕죄 신설 학계서도 찬반 논란」(サイバー侮辱罪新設、学界でも賛反論争)『法律新聞』2008.11.6.

(しらいきょう・海外立法情報課)

情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律（抄）

정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률

(2008年6月13日一部改正 法律第9119号)

白井 京訳

第5章 情報通信網における利用者保護等

第41条（青少年保護のための施策の整備等）

① 放送通信委員会は、情報通信網を通じて流通するわいせつ・暴力情報等、青少年に有害な情報（以下「青少年有害情報」という）から青少年を保護するために、次の各号の施策を整備しなければならない。

- 1 内容選別ソフトウェアの開発及び普及
- 2 青少年保護のための技術の開発及び普及
- 3 青少年保護のための教育及び広報
- 4 その他青少年保護のために大統領令で定める事項

② 放送通信委員会は、第1項による施策を推進する際には、「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第18条による放送通信審議委員会（以下「審議委員会」という。）、情報通信サービス提供者団体、利用者団体及びその他の関連専門機関が実施する青少年保護のための活動を支援することができる。

〈全文改正 2008.6.13〉

第42条（青少年有害媒体物の表示）

電気通信事業者の電気通信役務を利用し、一般に公開することを目的に情報を提供する者（以下「情報提供者」という。）のうち、「青少年保護法」第7条第4号による媒体物で同法第2条第3号による青少年有害媒体物を提供しようとする者は、大統領令で定める表示方法によってその情報が青少年有害媒体物であることを表示しなければならない。

〈全文改正 2008.6.13〉

第42条の2（青少年有害媒体物の広告禁止）

何人も「青少年保護法」第7条第4号による媒体物で同法第2条第3号による青少年有害媒体物を広告する内容の情報を、情報通信網を利用して符号、文字、音声、音響、画像又は映像等の形態で同法第2条第1号に規定する青少年に伝送し、又は青少年のアクセスを制限する措置なく公衆に対し展示してはならない。

〈全文改正 2008.6.13〉

第42条の3（青少年保護責任者の指定等）

① 情報通信サービス提供者のうち、一日平均利用者の数、売上高等が大統領令で定める基準に該当する者は、情報通信網の青少年有害情報から青少年を保護するために青少年保護責任者を指定しなければならない。

② 青少年保護責任者は、該当事業者の役員又は青少年保護に係る業務を担当する部署の長に該当する地位にある者の中から指定する。

③ 青少年保護責任者は、情報通信網における青少年有害情報を遮断及び管理し、青少年有害情報からの青少年保護計画を策定する等、青少年保護業務を行わなければならない。

④ 第1項による青少年保護責任者の指定に必要な事項は大統領令で定める。

〈全文改正 2008.6.13〉

第43条（映像又は音響情報提供事業者の保管義務）

① 「青少年保護法」第7条第4号による媒体物で、同法第2条第3号による青少年有害媒体物を利用者のコンピュータに保存又は記録されない方式で提供することを営業とする情報

提供者のうち、大統領令で定める者は、該当情報を保管しなければならない。

- ② 第1項による情報提供者が該当情報を保管しなければならない期間は、大統領令で定める。

〈全文改正 2008.6.13〉

第44条(情報通信網における権利保護)

- ① 利用者は、プライバシー侵害又は名誉毀損等、他人の権利を侵害する情報を情報通信網に流通させてはならない。
- ② 情報通信サービス提供者は、自己が運営又は管理する情報通信網に第1項による情報が流通しないよう努力しなければならない。
- ③ 放送通信委員会は、情報通信網に流通する情報によるプライバシー侵害又は名誉毀損等、他人に対する権利侵害を防止するために、技術開発、教育及び広報等についての施策を整備し、情報通信サービス提供者に勧告することができる。

〈全文改正 2008.6.13〉

第44条の2(情報の削除要請等)

- ① 情報通信網を通じて一般に公開することを目的に提供された情報により、プライバシー侵害又は名誉毀損等他人の権利が侵害された場合、侵害を受けた者は、該当情報を扱った情報通信サービス提供者に対し、侵害事実を疎明し、その情報の削除又は反駁内容の掲載(以下「削除等」という。)を要請することができる。
- ② 情報通信サービス提供者は、第1項による該当情報の削除等を要請された場合、遅滞なく削除又は臨時措置等の必要な措置をとり、直ちに申請者及び情報掲載者に知らせなければならない。この場合、情報通信サービス提供者は、必要な措置をとった事実を該当の掲示板に公示する等の方法で利用者が分かるよ

うにしなければならない。

- ③ 情報通信サービス提供者は、自己が運営又は管理する情報通信網に第42条による表示方法を守らない青少年有害媒体物が掲載され、又は第42条の2による青少年のアクセスを制限する措置なく青少年有害媒体物を広告する内容が展示されている場合には、遅滞なくその内容を削除しなければならない。
- ④ 情報通信サービス提供者は、第1項による情報の削除要請にもかかわらず、権利侵害の当否を判断するのが困難であり、又は利害当事者間に争いが予想される場合には、該当情報に対するアクセスを臨時に遮断する措置(以下「臨時措置」という。)をとることができる。この場合、臨時措置の期間は、30日以内とする。
- ⑤ 情報通信サービス提供者は、必要な措置に関する内容及び手続き等を、予め約款で具体的に明示しなければならない。
- ⑥ 情報通信サービス提供者は、自己が運営又は管理する情報通信網に流通する情報について第2項による必要な措置をとれば、これによる賠償責任を軽減又は免除される。

〈全文改正 2008.6.13〉

第44条の3(任意の臨時措置)

- ① 情報通信サービス提供者は、自己が運営又は管理する情報通信網において流通する情報が、プライバシー侵害又は名誉毀損等、他人の権利を侵害すると認められれば、任意で臨時措置をとることができる。
- ② 第1項による臨時措置に関しては、第44条の2第2項後段、第4項後段及び第5項を準用する。

〈全文改正 2008.6.13〉

第44条の4(自主規制)

情報通信サービス提供者団体は、利用者を保

護し、安全かつ信頼し得る情報通信サービスを提供するために、情報通信サービス提供者の行動綱領を定めて施行することができる。

〈全文改正 2008.6.13〉

第44条の5(掲示板利用者の本人確認)

① 次の各号のいずれかに該当する者が掲示板を設置又は運営する際には、掲示板利用者の本人確認のための方法及び手続きの整備等大統領令で定める必要な措置(以下「本人確認措置」という。)をとらなければならない。

1 国家機関、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」第5条第3項による公企業及び準政府機関、並びに「地方公企業法」による地方公社及び地方公団(以下「公共機関等」という。)

2 情報通信サービス提供者として提供する情報通信サービスの類型別一日平均利用者数が10万名以上であり、大統領令で定める基準に該当する者

② 放送通信委員会は、第1項第2号による基準に該当する情報通信サービス提供者が本人確認措置をとらない場合は、本人確認措置をとるよう命令することができる。

③ 政府は、第1項による本人確認のために、安全かつ信頼できるシステムを開発するための施策を整備しなければならない。

④ 公共機関等及び情報通信サービス提供者が、善良な管理者の注意として第1項による本人確認措置をとった場合には、第三者が利用者の名義を不正使用することにより発生した損害に対する賠償責任を軽減又は免除される。

〈全文改正 2008.6.13〉

第44条の6(利用者情報の提供請求)

① 特定利用者による情報の掲載や流通によりプライバシー侵害又は名誉毀損等権利を侵害

されたと主張する者は、民事又は刑事上の訴訟を提起するために、侵害事実を疎明し、第44条の10による名誉毀損紛争調停部に該当情報通信サービス提供者が保有している該当利用者の情報(民事若しくは刑事上の訴訟を提起するための姓名、住所等、大統領令で定める最小限の情報をいう。)を提供するよう請求することができる。

② 名誉毀損紛争調停部は、第1項による請求を受けた場合、該当利用者と連絡することができない等の特別な事情がある場合のほかは、その利用者の意見を聞き情報提供の可否を決定しなければならない。

③ 第1項により該当利用者の情報を提供された者は、該当利用者の情報を民事又は刑事上の訴訟を提起する以外の目的に使用してはならない。

④ 利用者情報の提供請求の内容及び手続きに必要なその他の事項は、大統領令で定める。

〈全文改正 2008.6.13〉

第44条の7(不法情報の流通禁止等)

① 何人も、情報通信網を通じて次のいずれかに該当する情報を流通させてはならない。

1 わいせつな符号、文言、音響、画像又は映像を配布、販売、賃貸し又は公然と展示する内容の情報

2 人を誹謗する目的で公然と事実又は虚偽の事実を暴露し他人の名誉を毀損する内容の情報

3 恐怖心や不安感を誘発する符号、文言、音響、画像又は映像を繰り返し相手に到達するようにする内容の情報

4 正当な事由なく情報通信システム、データ又はプログラム等を毀損、滅失、変更若しくは偽造し、又はその運用を妨害する内容の情報

5 「青少年保護法」による青少年有害媒体物

であり、相手の年齢確認、表示義務等法令による義務を履行せず営利を目的に提供する内容の情報

6 法令により禁止される射倂行為に該当する内容の情報

7 法令により分類された秘密等国家機密を漏洩する内容の情報

8 「国家保安法」において禁止する行為を遂行する内容の情報

9 その他犯罪を目的とし又は教唆し若しくは幫助する内容の情報

② 放送通信委員会は、第1項第1号から第6号までの情報については、審議委員会の審議を経て情報通信サービス提供者又は掲示板管理者若しくは運営者をしてその取扱いを拒否、停止、又は制限するよう命じることができる。ただし、第1項第2号及び第3号による情報の場合には、該当の情報により被害を受けた者が具体的に明らかにした意思に反してその取扱いの拒否、停止又は制限を命じることができない。

③ 放送通信委員会は、第1項第7号から第9号までの情報が次の各号の全てに該当する場合には、情報通信サービス提供者又は掲示板管理・運営者に該当の情報の取扱いを拒否、停止又は制限するよう命じなければならない。

1 関係中央行政機関の長の要請があったこと。

2 第1号の要請を受けた日から7日以内に審議委員会の審議を経た後、「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第21条第4号による是正要求を行ったこと。

3 情報通信サービス提供者又は掲示板管理・運営者が是正要求に従わなかったこと。

④ 放送通信委員会は、第2項及び第3項による命令の対象となる情報通信サービス提供者、掲示板管理・運営者又は該当利用者に予め意見提出の機会を与えなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、意見提出の機会を与えないことがある。

1 公共の安全又は福利のために、緊急に処分する必要がある場合

2 意見聴取が明らかに困難であり、又は明白に不必要な場合で、大統領令で定める場合

3 意見提出の機会を放棄するという意思を明白に表示した場合

〈全文改正 2008.6.13〉

第44条の8 削除<2008.2.29>

第44条の9 削除<2008.2.29>

第44条の10(名誉毀損紛争調停部)

① 審議委員会は、情報通信網を通じて流通する情報のうち、プライバシーの侵害又は名誉毀損等他人の権利を侵害する情報と関連する紛争の調整業務を効率的に遂行するために、5名以下の委員により構成された名誉毀損紛争調停部を置き、そのうち1名以上は弁護士の資格を有する者とする。

② 名誉毀損紛争調停部の委員は、審議委員会の委員長が審議委員会の同意を受けて委嘱する。

③ 名誉毀損紛争調停部の紛争調停手続き等に関しては、第33条の2第2項及び第35条から第39条までの規定を準用する。この場合、「紛争調停委員会」は「審議委員会」、「個人情報に係る紛争」は「情報通信網を通じて流通する情報のうちプライバシーの侵害又は名誉毀損等、他人の権利を侵害する情報に係る紛争」とみなす。

④ 名誉毀損紛争調停部の設置、運営及び紛争調停等に関してその他の必要な事項は、大統領令で定める。

〈全文改正 2008.6.13〉

第10章 罰則

6-8 (略)

<全文改正2008.6.13>

第70条(罰則)

- ① 人を誹謗する目的で情報通信網を通じて公然と事実をあらわし他人の名誉を毀損した者は、3年以下の懲役若しくは禁固又は2千万ウォン^(注1)以下の罰金に処する。
- ② 人を誹謗する目的で情報通信網を通じて公然と虚偽の事実をあらわし他人の名誉を毀損した者は7年以下の懲役、10年以下の資格停止又は5千万ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 第1項及び第2項の罪は、被害者が具体的に明らかにした意思に反して公訴を提起することができない。

<全文改正2008.6.13>

第71条(罰則)

(略)

第72条(罰則)

(略)

第73条(罰則)

次のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 (略)
- 2 第42条に違反し、青少年有害媒体物であることを表示せず営利を目的に提供した者。
- 3 第42条の2に違反し、青少年有害媒体を広告する内容の情報を青少年に伝送し又は青少年のアクセスを制限する措置なく公開的に展示した者
- 4 第44条の6第3項に違反し、利用者の情報を民・刑事上の訴訟を提起すること以外の目的で使用した者
- 5 第44条の7第2項及び第3項による放送通信委員会の命令を履行しなかった者

第74条(罰則)

- ① 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
 - 1 (略)
 - 2 第44条の7第1項第1号に違反し、わいせつな符号、文言、音響、画像又は映像を配布、販売、賃貸し又は公然と展示した者
 - 3 第44条の7第1項第3号に違反し、恐怖心や不安感を誘発する符号、文言、音響、画像又は映像を反復的に相手に到達させた者
- 4-7 (略)
- ② 第1項第3号の罪は、被害者が具体的に明らかにした意思に反して公訴を提起することができない。

<全文改正2008.6.13>

第75条(両罰規定)

(略)

第76条(過料)

- ① 次のいずれかに該当する者及び第7号から第11号までの場合に該当する行為を行うようにしたものには、3千万ウォン以下の過料を課する。
 - 1-5 (略)
 - 6 第44条の5第2項による放送通信委員会の命令を履行しなかった者
- 7-12 (略)
- ② (略)
- ③ 次のいずれかに該当する者には、1千万ウォン以下の過料を課する。
 - 1-2 (略)
 - 3 第42条の3第1項に違反して青少年保護責任者を指定しなかった者
 - 4 第43条に違反して情報を保管しなかった者

者

5-24 (略)

- ④ 第1項から第3項までの過料は、大統領令で定めるところに従い、行政安全部長官又は放送通信委員会が課し、徴収する。
- ⑤ 第4項による過料処分に不服な者は、その処分を告知された日から30日以内に行政安全部長官又は放送通信委員会に異議を申し立てることができる。
- ⑥ 第4項により過料処分を受けた者が、第5項により異議を申し立てた場合は、行政安全部長官又は放送通信委員会は遅滞なく管轄法院にその事実を通知しなければならず、通知

を受けた管轄法院は「非訟事件手続法」に従って過料裁判を行う。

- ⑦ 第5項による期間に異議を申し立てず、過料を納付しなかった場合には、国税滞納処分の例に従って徴収する。

〈全文改正2008.6.13〉

注

- (1) 2千万ウォンは日本円で約133万円(2009年1月19日現在)。以下、5千万ウォンは約332万円、1千万ウォンは約67万円、3千万ウォンは約200万円である。

(しらい きょう・海外立法情報課)